

平成29年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成29年12月18日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時 3分

場 所 第9委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

柿沼トミ子副委員長

金子勝委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤正明委員、高木真理委員、
並木正年委員、中川浩委員、藤井健志委員

欠席委員 藤林富美雄委員

説 明 者 [県土整備部関係]

西成秀幸県土整備部長、須藤喜弘県土整備部副部長、
中村一之県土整備部副部長、相沢正実県土整備政策課長、
磯田和彦建設管理課長、西岡利浩用地課長、福島英雄道路政策課長、
金子勉道路街路課長、大山裕道路環境課長、加藤智博参事兼河川砂防課長、
秋山栄一水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

野川達哉都市整備部長、武藤彰都市整備部副部長、
五味昭一都市整備部副部長、末柄勝朗都市整備政策課長、
吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、
落合誠田園都市づくり課長、北田健夫公園スタジアム課長、
白石明建築安全課長、柳沢孝之住宅課長、桧原徹営繕課長、
田中裕二設備課長

栗生田邦夫下水道事業管理者、新井伸二下水道局長、柳田英樹下水道管理課長、
本田康秀参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第94号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち県土整備部関係	原案可決
第103号	埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第104号	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	原案可決
第113号	指定管理者の指定について(秋ヶ瀬公園)	原案可決
第114号	指定管理者の指定について(森林公園緑道)	原案可決
第115号	指定管理者の指定について(久喜菖蒲公園)	原案可決
第116号	指定管理者の指定について(所沢航空記念公園)	原案可決

議案番号	件名	結果
第117号	指定管理者の指定について(しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園)	原案可決
第118号	指定管理者の指定について(秩父公園)	原案可決
第119号	指定管理者の指定について(さきたま緑道及び花の里緑道)	原案可決
第120号	指定管理者の指定について(みさと公園及び吉川公園)	原案可決
第121号	指定管理者の指定について(彩の森入間公園)	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査(下水道局関係)
中小河川緊急治水対策プロジェクトについて

報告事項

- 1 県土整備部関係
川の国埼玉はつらつプロジェクトについて
- 2 下水道局関係
 - (1) 下水汚泥の共同処理化について
 - (2) (仮称)埼玉県下水道局経営戦略の策定について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

宇田川委員

- 1 債務負担行為の限度額を32億6,200万円に設定することだが、この限度額の根拠は何か。
- 2 ゼロ債務負担行為を今後拡大することだが、どれくらい拡大していくのか。
- 3 ゼロ債務負担行為の実施においては、その執行率が重要と考えるが、執行率の進捗管理はどのようにしているのか。

県土整備政策課長

- 1 公共事業の開散期である4月から6月の工事量の平均値を、年間平均値の90%以上とすることを目標にしている。この目標は、本県を管内とする関東地方整備局と同様である。今回の債務負担行為の限度額は、平成28年度の実績を基に、この目標を達成するように設定したものである。
- 2 これまでの平準化対策として、発注計画の策定・公表や4月から6月の発注を増やすために前年度中に準備をしておく取組を行ってきたが、今回、平準化対策として初めてゼロ債務負担行為の設定を提案させていただいた。拡大については、まずは今回のゼロ債務負担行為及び従前からの取組の効果を検証し、建設関係団体の御意見も伺いながら検討したい。
- 3 副部長をトップとして、各事業課、各発注機関の副課所長クラスの職員で構成する公共事業円滑化委員会において進捗管理を行っている。また、平成28年度から、工事執行管理システムにおいて、リアルタイムで進捗状況を確認できる進捗率グラフにより見える化を図っている。

宇田川委員

- 1 ゼロ債務負担行為の設定などによる平準化の効果を発揮させるには、市町村と足並みをそろえる必要があると考えるが、どのように連携しているのか。
- 2 平準化のため発注を前倒して実施したことで、執行率としてどれだけ成果が出たのかを検証すべきと考えるが、どのようにしているのか。

建設管理課長

- 1 計画的な発注や施工時期の平準化は、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法において、発注者の責務とされており、関連する国からの通知等については、適宜、市町村に周知している。さらに、県では、全ての市町村の発注担当部局で構成する関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会を、国職員にも参加してもらい毎年度開催しており、発注者の責務を周知徹底するとともに、国や県の品確法に係る具体的な取組について情報提供を行っている。

県土整備政策課長

- 2 公共事業円滑化委員会を年3、4回開催しており、毎月の発注状況や前年度実績と比較したグラフを作成し、部全体で進捗状況を共有した上で、進行管理をしている。

宇田川委員

進捗状況の情報は開示されているのか。

県土整備政策課長

公共工事円滑化委員会は部内の委員会であり、積極的に執行状況の情報提供は行っていない。情報提供の方法について今後検討したい。

宇田川委員

執行率の改善状況などについては公表することを検討していただきたい。(要望)

並木委員

- 1 災害復旧事業については、被災箇所を現況のとおり復旧するのか、それとも改良を加えるのか。
- 2 県の道路占用料の改定については、国の改定を踏まえて行うということであるが、県の改定を踏まえて各市町村が改定するということはあるのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 災害復旧事業は、異常な天然現象により公共土木施設が被災した際に、速やかに原形復旧することを目的とした事業であり、今回の災害で被災した施設を原形復旧するものである。

道路環境課長

- 2 国の改定内容は各市町村にも伝わっている。県内市町村の状況を全て把握しているわけではないが、改定予定の市町村としては、さいたま市が12月定例会に条例案を提出していると聞いている。そのほか、越谷市が県と同様に条例案を12月に提出しており、平成30年4月1日施行予定で、朝霞市と志木市が9月定例会で条例案が可決され、同じく平成30年4月1日施行予定と聞いている。そのほかの市町村については、平成30年度以降の対応が16市町、改定は検討中だが改定時期未定が10市町、改定予定なしが33市町という状況である。

並木委員

道路占用料の改定は、国が改定したからといって、県、市町村も必ず改定しなければいけないというものではないと理解してよいか。

道路環境課長

道路占用料の改定については、国に合わせて改定する義務はない。ただ、国と同様の改定を行うと道路占用料は上がり、歳入増になる。よって、改定の予定はないという市町村でも検討は行っていると思われる。

高木委員

道路占用料の改定により、歳入がどれくらい増加するのか。

道路環境課長

平成28年度の決算では道路占用料の歳入は6億6,888万円であったが、改定後の

平成30年度は8億1,510万円となる見込みで、約1億5,000万円の増収を見込んでいる。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

金子委員

- 1 第113号議案から第121号議案の総括的な質問となるが、指定管理者候補者の選定に当たり、全ての公園を同一の審査項目、配点で審査してよいのか。また、合格した候補者でも審査項目の得点にばらつきがあるが、例えば得点の低い項目に対して改善のための指導をしていくのか。
- 2 要望事項になるが、資料の審査結果の表に、満点に対する充足率を記載すれば、より分かりやすくなると思うがどうか。

公園スタジアム課長

- 1 審査項目の中で、公園ごとに、それぞれの特性に応じたいくつかの独自項目を設定している。審査項目の得点にはばらつきがあるが、選定した団体については、改革政策局が示した6割の合格ラインを全てにおいて超えている。相対的に低い項目は、協定を締結するまでの間に、協議し、指導していく。
- 2 資料の作り方は改革政策局が示したものであるが、委員のお話の趣旨を踏まえ、改革政策局と協議させていただく。

金子委員

審査の結果について、項目ごとの満点に対する割合を記載すれば、委員も、より分かりやすくなると思う。

公園スタジアム課長

そのような趣旨を踏まえて、改革政策局と協議したい。

高木委員

- 1 秋ヶ瀬公園については、審査項目である緊急事態への対応に関し、選定理由として、災害発生時における危機管理体制の構築を挙げている。緊急事態への対応が求められるのは災害発生時に限らないと思うが、こういった項目に関しては、ほかで優れたノウハウなどもあるかと思う。更にレベルアップを図るという意味で、候補者に対してそうしたノウハウなどを基にした指導はできるか。
- 2 久喜菖蒲公園については、選定理由として、公園のシンボルである菖蒲池、菖蒲田の改善についての取組を挙げているが、候補者はこれまでの実績もあってそのような提案が出せたのだと思う。競争の条件をそろえ公平性を図るためには、菖蒲池等の改善が評価のポイントになることを提示する必要があると思うが、どのように提案を求め、審査をしたのか。
- 3 しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園については、選定理由として、施設の修繕履歴を熟知していることを挙げているが、候補者である公園緑地協会以外はそのような蓄積がないと思われる。仮に別の団体が候補者となった場合、公園管理上必要となるそれら修繕履歴のデータはしっかりと引継ぎがされるのか。

公園スタジアム課長

- 1 危機管理の体制については、公園から近い位置に事務所があるなどの視点もあるが、総合的な評価としてどうかということ、委員会の中で議論している。それぞれの会社の独自の取組やノウハウなどは漏らすことができないものもあるが、そうでないものについては、候補者に情報提供するなどし、協議や必要な指導をしていく。
- 2 今回選定した候補者は、現在の指定管理者とは別の団体であり、自ら公園の管理上の現状を分析し、菖蒲池や菖蒲田再生が必要であることを提案してきたので評価をした。
- 3 指定管理者が替わる際には、施設修繕の履歴などを引き継いでいる。

中川委員

さいたま市が政令指定都市に移行する際に、秋ヶ瀬公園をはじめとするさいたま市内にある県営公園の移管についての協議はどのように進められたのか。県内でポテンシャルに差がある中で、秋ヶ瀬公園も含めて、県内の公園の管理運営をどのように持続可能にしていくのかという観点で伺うものである。

公園スタジアム課長

さいたま市が政令指定都市になる前から、権限移譲の協議が行われており、その結果、別所沼公園の1公園がさいたま市に移管された。

中川委員

秋ヶ瀬公園の移管が成立しなかったということは、県としては移管を諦めているという意味か。

公園スタジアム課長

当時、どのような意見がさいたま市からあったか、経緯を確認することができないが、県営公園が5施設ある中で、さいたま市の意向を確認、協議した結果として、別所沼公園を移管することになったものである。

並木委員

- 1 森林公園緑道、さきたま緑道、花の里緑道、久喜菖蒲公園、みさと公園、吉川公園、彩の森人間公園の指定管理については、本店が埼玉県内に登記されていることを応募の条件にしているが、その理由は何か。
- 2 選定委員6人は、今回の対象公園を直接見ているのか。
- 3 応募団体の規模はまちまちであるが、公益財団法人埼玉県公園緑地協会は、県職員が派遣されている大きな組織と聞いている。公園緑地協会に派遣された職員は、どんな仕事をしているのか。
- 4 森林公園緑道については、当初の募集期間で応募者がいなかったことから、募集期間の延長を行っている。結果として2団体から応募があったが、埼玉県造園業協会が応募した理由は何か。
- 5 今回、選定された候補者の中には、指定管理委託料が現行と比べて増額しているところもあるが、その理由は何か。
- 6 さきたま緑道や花の里緑道については、管理する距離が長いと思うが、どのような管理を行うのか。

公園スタジアム課長

- 1 樹木管理などを中心とする緑道や園地管理を中心とする公園については、地元の業者でも対応できるため、県内法人を応募の条件とした。
- 2 選定委員会では、対象公園全てを現地調査している。現地調査を欠席された委員もいるが、個人的に見られたりもしている。今回が初めての委員もおらず、埼玉県の公園には詳しいメンバーだと認識している。
- 3 公益財団法人埼玉県公園緑地協会は200人を超える組織であり、県からの派遣者も技術職、事務職含め20人程度いる。派遣された職員の仕事は、協会本部における事務から、公園管理事務所における事務など様々である。
- 4 募集期間を延長したことにより、2団体から応募があったものである。応募に至った経緯は分からない。
- 5 人件費や施設修繕費の増加が主な理由である。費用の増減についても選定委員会の中で審査している。
- 6 緑道の距離は長いのが、担当する職員が巡回して管理を行う部分や定期的に樹木診断などを行って管理する部分がある。

並木委員

- 1 本店が埼玉県内にあるという応募条件にしたのであれば、是非、地元の業者を生かしてほしい。(要望)
- 2 人件費が増えることは分かるが、しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園の増加額は人件費増だけでは説明しきれない。修繕費については、そもそも100万円を超える大規模修繕は県が行うのではないか。

公園スタジアム課長

- 2 100万円以下の修繕については指定管理料に含まれている。しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園については開設から長い期間が経過していることから、水回りを中心に修繕箇所が多い。県では、長期修繕計画に基づきろ過装置などの大規模な修繕を行っている。指定管理者は、配管や漏水箇所などの修繕を行っている。

並木委員

先日、所沢航空記念公園に足を運んだ。所沢航空発祥記念館では展示スペースが手狭になっているといった意見も聞いた。また、雨漏りが目立っている部分もあった。集客力を高めるための改善をできるだけ検討してもらいたい。(要望)

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問(中小河川緊急治水対策プロジェクトについて)】

細田委員

国土交通省が12月1日に公表した中小河川緊急治水対策プロジェクトによると、全体の事業費は3,700億円としているが、本県の事業箇所リストなどあれば提示いただきたい。公表資料によると、本県では、プロジェクトに土砂・流木対策として2溪流、氾濫防止対策として9河川、水位監視として22河川が選定されたが、箇所の選定理由は何か。

参事兼河川砂防課長

具体的な箇所を示す資料については別途提供したい。

委員長

委員会として資料要求し、資料は後日机上配布することで、御了承願う。

< 了 承 >

参事兼河川砂防課長

国土交通省は、本年7月の九州北部豪雨時の中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて実施した全国の中小河川の緊急点検の結果に基づき、中小河川緊急対策プロジェクトを取りまとめた。このプロジェクトでは、3つの対策があり、土砂や流木への対策として、それらを補足する効果の高い透過型砂防堰堤などの整備、2つ目として、再度の氾濫防止対策として多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河川整備、3つ目として、洪水時の河川の水位監視として洪水に特化した低コストの水位計の設置を行う。これらを、今後おおむね3年間、平成32年度を目途に推進するというものである。なお、これらの対策のため、国は交付金により支援などを実施するとのことである。

選定理由については、1つ目の土砂や流木による被害の危険性という観点では、土砂や流木を伴う洪水により被災があった溪流で、流木を捕捉する機能を有する砂防施設などがなく、下流の氾濫域に多数の家屋などを抱える溪流が選定されている。2つ目の再度の氾濫発生危険性という観点では、近年、洪水による被災履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋などの浸水被害が想定される区間が選定されている。最後に、3つ目の洪水時の水位監視の必要性という観点では、市役所などが浸水するおそれがあり、的確な避難判断が必要な箇所が選定されている。

細田委員

1つ目の土砂等氾濫防止については、工事が数年にわたるそうだが、地域の住民や生態系に影響はないのか。

参事兼河川砂防課長

選定された箇所については、しっかりと地域の方々の意見を聴きながら、可能な限り環境に配慮して事業を進めていきたいと考えている。

細田委員

洪水時の水位監視のために簡易な水位計を設置するとのことだが、データのネットワーク化がなされ、リアルタイムで監視、公表できるようになるのか。

参事兼河川砂防課長

現在、国土交通省では低コストの水位計の導入や観測データの公表の在り方についての検討を行っていると聞いている。県としては、国における検討状況などを踏まえて、住民の方の避難行動に役立てられるよう活用していきたい。